

# 山口県報

平成25年  
6月28日  
(金曜日)

## 目次

教委規則  
 教育委員会が任命する現業職員の給与の臨時特例に関する規則……………  
 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………



教育委員会が任命する現業職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第九号

教育委員会が任命する現業職員の給与の臨時特例に関する規則

(給料の特例)

第一条 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則(昭和三十三年山口県教育委員会規則第五号。以下「規則」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)に対する給料月額(当該職員が規則第十四条の規定により一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)附則第二項の規定が準用される者である場合にあつては、同項の規定により半額を減せられた給料月額。以下同じ。)の支給に当たつては、給料月額から、その額に百分の四・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(給料以外の給与の特例)

第二条 特例期間においては、規則第十三条第一項の規定の適用については、同項中「学校職員給与条例」とあるのは、「学校職員給与条例及び一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第二条の規定」とする。

2 前項の場合において、職員に対する地域手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給に当たつては、同項の規定により読み替えて適用される規則第十三条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号。以下「臨時特例条例」という。)第二条第二項第二号から第四号までの規定の適用については、これらの規定中「当該学校職員の支給減額率」とあるのは、「百分の四・七七」とする。

(給与の減額の特例)

第三条 特例期間においては、規則第十四条の規定の適用については、同条中「附則第二項」とあるのは、「附則第二項並びに一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第二条第三項及び第四項」とする。

2 前項の場合において、職員の給与の減額に当たつては、同項の規定により読み替えて適用される規則第十四条において準用する臨時特例条例第二条第三項及び第四項中「当該学校職員の支給減額率」とあるのは、「百分の四・七七」と読み替えるものとする。

(休職者の給与の特例)

第四条 特例期間においては、規則第十五条の規定の適用については、同条中「第二十一条の二」とあるのは、「第二十一条の二及び一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第二条第二項第五号」とする。

2 前項の場合において、休職者に対する給与の支給に当たつては、同項の規定により読み替えて適用される規則第十五条において準用する臨時特例条例第二条第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは、「教育委員会が任命する現業職員の給与の臨時特例に関する規則(平成二十五年山口県教育委員会規則第九号)第一条及び同規則第二条第一項の規定により読み替えて適用される教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則(昭和三十三年山口県教育委員会規則第五号)第十三条第一項の規定によりその例によることとされる前三号」と、同号口からホまでの規定中「前項及び第二号」とあるのは、「教育委員会が任命する現業職員の給与の臨時特例に関する規則第一条及び同規則第二条第一項の規定により読み替えて適用される教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則第十三条第一項の規定によりその例によることとされる第二号」と読み替えるものとする。

(派遣職員の給与の特例)

第五条 特例期間においては、規則第十六条の規定の適用については、同条中「第四条」とあるのは、「第四条及び一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年山口県条例第二十八号）第七条」とする。

2 前項の場合において、公益的法人等へ派遣された職員に対する給与の支給に当たっては、同項の規定により読み替えて適用される規則第十六条の規定によりその例によることとされる臨時特例条例第七条の規定の適用については、同条中「一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年山口県条例第二十八号）第一条第一項若しくは第二項又は第二条第一項若しくは第二項」とあるのは、「教育委員会が任命する現業職員の給与の臨時特例に関する規則（平成二十五年山口県教育委員会規則第九号）第一条又は第二条」とする。

（端数計算）  
第六条 この規則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

（教育委員会が任命する現業職員の給与の特例に関する規則の廃止）

2 教育委員会が任命する現業職員の給与の特例に関する規則（平成二十一年山口県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「附則第四項」を「附則第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。